

○国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則

〔平成18年4月1日〕
規則第71号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成20. 6. 26 20規則55
平成27. 2. 19 26規則60 平成31. 3. 7 30規則22
平成31. 3. 7 30規則34 令和 8. 3. 26 7 規則72

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第54条第3項の規定に基づき転学部・転学科の取扱いについて、この規則を定める。

(許可の時期)

第2条 転学部の許可の時期は、4月1日又は、10月1日とする。

(出願資格)

第3条 転学部は、本学に1年以上在学する者が出願できる。

(手続等)

第4条 転学部を出願する者(以下「出願者」という。)は、転学部先として志望する学部(以下「志望学部」という。)の定める期日までに次に掲げる書類を所属学部の長に提出するものとする。

(1) 転学部願(別紙様式)

(2) 成績証明書

(3) その他所属学部及び志望学部で必要と認める書類

第5条 所属学部の長は、転学部の出願を承認した場合には、前条により提出された書類を、志望学部の定める期日までに志望学部の長へ送付するものとする。

第6条 前条により書類を受理した志望学部の長は、教授会の議を経て、転学部の志望を承認した場合には、速やかに学長に対し出願者の転学部を申し立てるものとする。

(許可)

第7条 学長は、前条の申立てに基づき、出願者の転学部を決定する。

(卒業要件単位の認定)

第8条 転学部を許可された者の卒業要件としての単位の認定は、各学部の当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が行う。

(在学年限)

第9条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。

(転学部の制限)

第10条 転学部を許可された者は、再び転学部を願い出ることはいない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、転学部に関して必要な事項は、各学部が別に定める。

（転学科）

第 12 条 転学科（課程・専攻を含む。）については、各学部において定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 6.26 20規則55）

この規則は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（平成27. 2.19 26規則60）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8. 3.26 7 規則72）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

転 学 部 願

年 月 日

埼 玉 大 学 長 殿

（志望者）

学部 課程 専攻 年次
学科

学籍番号

氏 名

現 住 所 〒

電話番号 自 宅
携 帯

（保証人）

氏 名

現 住 所 〒

電話番号 自 宅
勤務先等

本人との関係

下記のとおり転学部を志望しますので、関係書類を添えて願い出ます。
記

志 望 学 部	学部	学科・課程	専攻
転学部を志望する理由			
年 月 日	学 歴		
特 記 事 項			
指導教員等 所見欄	指導教員等氏名_____		

（注）学歴欄は、高等学校卒業から現在までを記入すること。